

市町村長会議での意見についての対応の方向性(案)

(1) 基本事項について①

【いただいたご意見】

- 処分場建設について、住民の理解を得ることは大変困難であるため、一時保管場所を安全強化して国の責任で暫定保管すべき。
- 指定廃棄物は、かなり早いペースで放射能が低減しており、あと数年間はこのままで大丈夫だと感じている。先行している他県でモデル施設を造り、問題がないことを示してほしい。今、決定する必要はないのではないか。

(栃木)

【対応について】

- 一時保管の強化については、現在保管されている市町の理解が必要となる他、長期保管の継続に伴う負担をさらに強いることとなります。
- また、県内での分散保管を継続させることになり、特に農林系指定廃棄物の腐敗が懸念されるほか、保管容器が劣化した際の入れ替えなどの定期的な維持管理が必要となるうえ、長期的に懸念される台風・竜巻・大雨等の自然災害リスクは払拭されません。このため、より安全な方法による県内1カ所での集約処分が適切であると考えています。
- なお、栃木県では、保管されている指定廃棄物について放射性物質の減衰を考慮しても、10年後において8,000Bq/kg超が約3,300トン残り各所で保管され続ける見込みであることから、できるだけ早期の最終処分が必要であると考えています。

(1) 基本事項について②

【いただいたご意見】

- 処分場となると、地域住民は指定廃棄物が未来永劫置かれてしまうことを恐れてしまう。暫定的に指定廃棄物を集約して一時保管できる施設を設置して将来的に再度処理を考えたかどうか。

(栃木)

【対応について】

- 暫定的に指定廃棄物を集約保管するためには、集約保管施設を受入れる市町を選定する必要があります。この場合、処分場を受け入れる市町が別途必要になります。
- また、保管を継続することから、農林業系の指定廃棄物は、腐敗が懸念されるほか、保管容器が劣化した際の入れ替えなどの定期的な維持管理が必要であり、受け入れ先の市町に負担をかけることとなります。
- 処分場ではなく、あくまでも保管施設の位置づけであることから、環境省が提案している遮断型処分場と比べると、台風、竜巻、大雨等の自然災害等に対する安全性は劣ります。
- したがって、環境省としては、県内1カ所に集約して処分場を設置することが、安全な管理を確保する観点から適当であると考えます。

(2)施設の安全性について

【いただいたご意見】

- 処分場の必要性及び当該施設の安全性が広く国民に理解されない限り、住民の了解は得られない。国は安全性などについての周知にまず努力すべき。
- 市町村長だけの会議ではなく、国民全体に対してこのような施設が安全上問題が無いということを説明していただきたい。
- 受入れの一番の条件は安全の担保であり、地域住民に理解しやすい安全根拠を示す必要がある。

(群馬)

【対応について】

- 施設の設置に際しては、国の責任の下で候補地となる地元への説明会を開催し、処分場の安全性や必要性等をしっかり説明して施設の設置についてご理解をいただきたいと考えます。
- また、環境省のホームページで指定廃棄物に関する情報を提供していますが、ご要望を踏まえ、放射線対策の資料・リーフレットの作成をするとともに、指定廃棄物処分場に関する関係者に対してきめ細かな情報を提供していきます。